

準デジタルアーキビスト養成機関の認定に関する規程

特定非営利活動法人

日本デジタルアーキビスト資格認定機構

(称号の認定)

第1条 特定非営利活動法人日本デジタルアーキビスト資格認定機構（以下「本機構」という。）は、本規程に定める要件を満たした機関に、準デジタルアーキビスト養成機関の称号を付与する。

(称号の使用)

第2条 準デジタルアーキビスト養成機関の称号は、本機構による称号認定証の交付を受けた機関でなければ、使用することができない。

(指導者)

第3条 準デジタルアーキビスト養成機関の称号を取得しようとする機関は、授業を担当する指導者として、上級デジタルアーキビストの資格を有する指導者1名（専任指導者）を配置しなければならない。

(実情調査)

第4条 実施状況について、必要に応じ本機構が随時実情調査を行うものとし、不適格と認められた場合には認定証を交付しないことがある。

(認定証交付申請)

第5条 準デジタルアーキビスト養成機関の認定を受けようとする機関は、別に定める準デジタルアーキビスト養成機関認定証交付申請書に必要事項を記入して、本機構会長に申請しなければならない。

2 前項の申請における指導者については、上級デジタルアーキビストまたはデジタルアーキビスト資格認定証のコピー及び在職を証明する書類のコピーを添付しなければならない。また指導者に変更があった場合は、その都度これらの書類を本機構に提出しなければならない。

(認定証交付)

第6条 本機構会長は、前条第1項の申請があったときは、必要事項の審査を行い、可及的

速やかに、別紙様式による認定証を交付する。

2 前項の認定証の有効期間は、認定証交付の年度を除き、3年後の3月31日までとする。

3 認定証の再交付を受けようとする機関は、前条第1項の規定に基づき申請しなければならない。

(申請年度等)

第7条 申請の期限は、毎年6月末日及び12月末日とする。

(申請費用)

第10条 交付に要する費用は、1養成機関あたり10万円とする。次年度以降毎年度初めに年会費の3万円を納入するものとする。

附則

この規程は、平成18年7月5日から施行する。

附則

この規程は、平成30年11月23日から施行する。

附則

この規程は、令和4年6月28日から施行する。